

別添 2-1

様式第 4 号 (第 7 条第 3 項第 1 号関係)

建築物等検査結果表 (換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備)

棟別番号		検査項目等		検査結果	
項目	番号			指摘なし	要是正
1 換気設備	(1)	法第 2 8 条第 2 項または第 3 項に基	機械換気設備	☐ 無	既存不適格
	(2)	基づき換気設備が設けられた居室	中央管理方式の空気調和設備	☐ 無	
		(換気設備を設けるべき調理室等			
		を除く。)	☐ 有 ☐ 無		
	(3)	換気設備を設けるべき調理室等	自然換気設備	☐ 無	
2 排煙設備	(4)		機械換気設備	☐ 無	
	(5)	防火ダンパー等	☐ 有 ☐ 無		
	(1)	政令第 1 2 3 条第 3 項第 2 号に規定	排煙機	☐ 無	
	(2)	する階段室または付室、政令第 1	排煙口		
	(3)	2 9 条の 1 3 の 3 第 1 3 項に規定	排煙風道		
	(4)	する昇降路または乗降ロビー	特殊な構造の排煙設備	☐ 無	
	(5)		給気口	☐ 無	
	(6)		加圧排煙設備	☐ 無	
	(7)	政令第 1 2 6 条の 2 第 1 項に規定	可動防煙壁	☐ 無	
	(8)	する居室等	排煙機		
	(9)	☐ 有 ☐ 無	排煙口		
	(10)		排煙風道		
	(11)		特殊な構造の排煙設備	☐ 無	
3 非常用の照明装置	(12)	予備電源	自家用発電装置	☐ 無	
	(13)		直結エンジン	☐ 無	
	(1)	非常用の照明装置			
	(2)	照明器具			
	(3)	電池内蔵形の蓄電池	作動状況 (予備電源等)		
	(4)	☐ 有 ☐ 無	照度		
	(5)	電源別置形の蓄電池	充電ランプ		
	(6)	☐ 有 ☐ 無	作動状況 (予備電源、切替回路等)		
	(7)		照度		
	(8)		分電盤の表示		
	(9)	自家用発電装置	蓄電池		
	(10)	☐ 有 ☐ 無	作動状況 (予備電源、切替回路等)		
	(11)		照度		
	(12)		分電盤の表示		
	(13)		自家用発電装置		

項目	番号	検査項目等	検査結果		
			指摘なし	要是正	既存不適格
4 防火設備	(1)	常時閉鎖防火扉	外観および周囲状況		
	(2)	☐ 有 ☐ 無	固定、作動状況		
	(3)	随時閉鎖防火扉	外観および周囲状況		
	(4)	☐ 有 ☐ 無	感知器等の連動機構（設置および機能の状況）		
	(5)		閉鎖、作動状況		
	(6)	防火シャッター	外観および周囲状況		
	(7)	☐ 有 ☐ 無	電気防止装置		
	(8)		感知器等の連動機構（設置および機能の状況）		
	(9)		閉鎖、作動状況		
	(10)	耐火クロススクリーン	外観および周囲状況		
	(11)	☐ 有 ☐ 無	電気防止装置		
	(12)		感知器等の連動機構（設置および機能の状況）		
	(13)		閉鎖、作動状況		
	(14)	ドレンチャーター等	外観および周囲状況		
	(15)	☐ 有 ☐ 無	感知器等の連動機構（設置および機能の状況）		
	(16)		作動状況		

特記事項	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月
上記以外の検査項目等で特に報告を要する事項				
注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 号とします。 2 この書類は、建築物ごとに作成してください。 3 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、または行を追加して記入するか、別紙に記入の上添付してください。 4 「検査結果」欄には、換気設備、排煙設備および非常用の照明設備については、 建築物等 (昇降機を除く。) の定期検査報告における検査および定期点検における点検の項目、事項、方法および結果の判定基準ならびに検査結果表を定める件 (平成 20 年国土交通省告示第 265 号) に準じて検査を行った結果により、該当するものに○印を記入してください。防火設備については、 防火設備の定期検査報告における検査および定期点検における点検の項目、事項、方法および結果の判定基準ならびに検査結果表を定める件 (平成 29 年国土交通省告示第 723 号) に準じて検査を行った結果により、該当するものに○印を記入してください。 5 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。 6 「4 防火設備」欄については、 防火設備の定期検査報告対象となっている場合は、記入は不要です。 7 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合または指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘または特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合または改善策が明らかになっている場合は「改善 (予定) 年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善 (予定) 年月」欄に当該年月を括弧書きで記入してください。 8 要是正とされた検査項目等 (既存不適格の場合を除く。) については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付するとともに、各階平面図に明記してください。				

別添 2-2

様式第 4 号 (第 7 条第 2 項第 1 号関係)

(建庫)
建築物等検査結果表
(換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備)

棟別番号等		検査項目等		検査結果	
項目	番号			指摘なし	要是正
1 換気設備	(1)	法第 2 8 条第 2 項または第 3 項に基	機械換気設備	☐ 無	既存不適格
	(2)	き換気設備が設けられた居室 (換気設備	中央管理方式の空気調和設備	☐ 無	
	(3)	等を設ける調理室等を除く。)	☐ 有 ☐ 無		
	(4)	換気設備を設けるべき調理室等	自然換気設備	☐ 無	
	(5)	防火ダンパー等	機械換気設備	☐ 無	
2 排煙設備	(1)		排煙機	☐ 無	
	(2)		排煙口 (手動開放装置を含む。)		
	(3)	令第 1 2 3 条第 3 項第 2 号に規定する	排煙風道		
	(4)	の 3 第 1 3 項に規定する昇降路または	排煙口	☐ 無	
	(5)	乗降ロビー	加圧排煙設備	☐ 無	
	(6)	☐ 有 ☐ 無	その他の特殊な構造の排煙設備	☐ 無	
	(7)		排煙機		
	(8)		排煙口 (手動開放装置を含む。)		
	(9)	令第 1 2 6 条の 2 第 1 項に規定する局	排煙風道		
	(10)	所等	特殊な構造の排煙設備	☐ 無	
	(11)	☐ 有 ☐ 無	可動防煙壁	☐ 無	
	(12)		自家用発電装置	☐ 無	
	(13)	予備電源	直結エンジン	☐ 無	
3 非常用の照明装置	(1)	非常用の照明装置			
	(2)	照明器具			
	(3)	電池内蔵形の蓄電池	作動状況 (予備電源等)		
	(4)	☐ 有 ☐ 無	照度		
	(5)		配線の接続状況		
	(6)		充電ランプ		
	(7)		作動状況 (予備電源、切替回路等)		
	(8)		照度		
	(9)		分電盤の表示		
	(10)		配線の接続状況		
	(11)		蓄電池		
	(12)		作動状況 (予備電源、切替回路等)		
	(13)		照度		
	(14)		分電盤の表示		
	(15)		配線の接続状況		
	(16)		自家用発電装置		

(画)					
項目	番号	検査項目等	検査結果		
			指摘なし	要是正	既存不適格
4 防火設備 (防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーター等)	(1)	防火扉	外観および周囲状況		
	(2)		感知器等の連動機構 (設置および機能の状況)		
	(3)		閉鎖、作動状況		
	(4)		外観および周囲状況		
	(5)	防火シャッター	電気防止装置		
	(6)		感知器等の連動機構 (設置および機能の状況)		
	(7)		閉鎖、作動状況		
	(8)		外観および周囲状況		
	(9)	耐火クロススクリーン	電気防止装置		
	(10)		感知器等の連動機構 (設置および機能の状況)		
	(11)		閉鎖、作動状況		
	(12)		外観および周囲状況		
	(13)	ドレンチャーター等	外観および周囲状況		
	(14)		感知器等の連動機構 (設置および機能の状況)		
	(15)		作動状況		
	(16)				

特記事項	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月
上記以外の検査項目等で特に報告を要する事項				
(注 1) この書類は、建築物ごとに作成してください。 2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、行を追加して記入するか、別紙に必要事項を記入の上添付してください。 3 「検査結果」欄には、換気設備、排煙設備または非常用の照明装置については、平成 20 年国土交通省告示第 265 号に準じて検査を行った結果により、該当するものに○印を記入してください。防火設備については、平成 29 年国土交通省告示第 723 号に準じて検査を行った結果により、該当するものに○印を記入してください。 4 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。 5 「2 排煙設備 (機械排煙設備等がある場合に限る。)」については、機械排煙設備、特殊な構造の排煙設備 (加圧排煙設備を除く。)、および可動防煙壁について記入してください。 6 「4 防火設備 (随時閉鎖または作動するものがある場合に限る。)」については、随時閉鎖式または随時作動式の防火設備 (防火シャッターを除く。) について、その種類ごとに記入してください。なお、防火設備の定期検査報告対象となっている場合はまたは定期検査の対象外の場合でも、直轄の防火設備に記入してください。 7 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合または指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘または特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合または改善策が明らかになっている場合は「改善 (予定) 年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善 (予定) 年月」欄に当該年月を括弧書きで記入してください。 8 要是正とされた検査項目等 (既存不適格の場合を除く。) については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付するとともに、各階平面図に明記してください。				

(令和 7 年 6 月 2 5 日 掲示済み)

改正後

		(3) 会計 年度 任用 職員				○						
		2 前項 の分 限処 分の 決定										
		(1) 次号 以外 の職 員	○									
		(2) 会計 年度 任用 職員				○						
		《現行どおり》										
		《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》

総務部 《現行どおり》
まちづくり協働部 《現行どおり》
環境経済部 《現行どおり》
健康福祉部 《現行どおり》

改正前

		《改 正後 に新 設》				《改 正後 に新 設》						
		2 前項 の分 限処 分の 決定										
		《改 正後 に新 設》	《改 正後 に新 設》									
		《改 正後 に新 設》				《改 正後 に新 設》						
		《省略》										
		《省 略》	《省 略》	《省 略》	《省 略》	《省 略》	《省 略》	《省 略》	《省 略》	《省 略》	《省 略》	《省 略》

総務部 《省略》
まちづくり協働部 《省略》
環境経済部 《省略》
健康福祉部 《省略》

改正後	改正前
こども若者部 《現行どおり》 都市計画部 《現行どおり》 建設部 《現行どおり》 上下水道部 《現行どおり》 会計課 《現行どおり》 (3) 《現行どおり》	こども若者部 《省略》 都市計画部 《省略》 建設部 《省略》 上下水道部 《省略》 会計課 《省略》 (3) 《省略》

付 則
この訓令は、公布の日から施行する。

(令和 7 年 6 月 26 日 掲 示 済 み)

告 示

草津市告示第 2 3 0 号
草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和 7 年 6 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成 2 5 年草津市告示第 1 8 0 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 (定義) 第 2 条 《現行どおり》 <u>2</u> この要綱において「情報共有アプリ」とは、草津市教育委員会または草津市立小中学校と保護者または学校関係者との間において情報の共有やコミュニケーションを円滑にするアプリケーションであり、テキストメッセージの送受信、ファイルのアップロードおよび電子アンケート等の機能を有するアプリをいう。 <u>3</u> この要綱において「電子アンケート」とは、デジタル形式で実施されるアンケートで、コンピュータ、スマートフォンおよびタブレット等のデバイスを用いて、インターネット経由で実施されるものをいう。 第 3 条～第 4 条 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 (定義) 第 2 条 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第 3 条～第 4 条 《省略》

改正後	改正前
(補助金の交付申請等の委任) 第 5 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付申請、受領および実績報告について<u>委任状（別記様式）により</u>草津市校長会会長（以下「校長会長」という。）に委任しなければならない。<u>ただし、補助対象者は、情報共有アプリの電子アンケート機能を利用して委任状に記入すべき内容（申請者名、申請者住所、児童名および児童が属する学級）を入力することをもって、これに代えることができる。</u> 《改正前を削る》 (補助金等交付申請書の添付書類) 第 6 条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) <u>前条の委任状または電子アンケート結果の集計ファイル</u> (3) 《現行どおり》 第 7 条 《現行どおり》 別記様式（<u>第 5 条関係</u>） (別添 1－1 のとおり)	(補助金の交付申請等の委任) 第 5 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付申請、受領および実績報告について草津市校長会会長（以下「校長会長」という。）に委任しなければならない。 <u>2 校長会長は、前項に規定する委任を受けるときは、補助対象者から委任状（別記様式）を徴するものとする。</u> (補助金等交付申請書の添付書類) 第 6 条 《省略》 (1) 《省略》 (2) <u>前条第 2 項</u>の委任状 (3) 《省略》 第 7 条 《省略》 別記様式（<u>第 5 条第 2 項関係</u>） (別添 1－2 のとおり)

付 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 8 日から施行する。

別添 1－1

別記様式（第 5 条関係）

委 任 状

住 所
会 名 草津市校長会
会長名

私は、上記の者を代理人と定め、草津市漢字検定料補助金の交付申請、受領および実績報告に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

申請者
住 所
氏 名
児童
年 組
氏 名

別添 1－2

別記様式（第 5 条第 2 項関係）

委 任 状

住 所
会 名 草津市校長会
会長名

私は、上記の者を代理人と定め、草津市漢字検定料補助金の交付申請、受領および実績報告に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

申請者
住 所
氏 名
児童
年 組
氏 名

(令和 7 年 6 月 1 8 日掲示済み)

草津市告示第 2 3 1 号

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市英語検定料補助金交付要綱（平成 2 5 年草津市告示第 1 8 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （定義） 第 2 条 《現行どおり》 <u>2</u> この要綱において「情報共有アプリ」とは、草津市教育委員会または草津市立小中学校と保護者または学校関係者との間において情報の共有やコミュニケーションを円滑にするアプリケーションであり、テキストメッセージの送受信、ファイルのアップロードおよび電子アンケート等の機能を有するアプリをいう。 <u>3</u> この要綱において「電子アンケート」とは、デジタル形式で実施されるアンケートで、コンピュータ、スマートフォンおよびタブレット等のデバイスを用いて、インターネット経由で実施されるものをいう。 第 3 条～第 4 条 《現行どおり》 （補助金の交付申請等の委任） 第 5 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付申請、受領および実績報告について<u>委任状（別記様式）により草津市校長会会長（以下「校長会長」という。）に委任しなければならない。ただし、補助対象者は、情報共有アプリの電子アンケート機能を利用して委任状に記入すべき内容（申請者名、申請者住所、生徒名および生徒が属する学級）を入力することをもって、これに代えることができる。</u> 《改正前を削る》 （補助金等交付申請書の添付書類） 第 6 条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) <u>前条の委任状または電子アンケート結果の集計ファイル</u> (3) 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 （定義） 第 2 条 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第 3 条～第 4 条 《省略》 （補助金の交付申請等の委任） 第 5 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付申請、受領および実績報告について草津市校長会会長（以下「校長会長」という。）に委任しなければならない。 <u>2</u> 校長会長は、前項に規定する委任を受けるときは、補助対象者から委任状（別記様式第 1 号）を徴するものとする。 （補助金等交付申請書の添付書類） 第 6 条 《省略》 (1) 《省略》 (2) <u>前条第 2 項</u>の委任状 (3) 《省略》

改正後	改正前
第 7 条 《現行どおり》 別記様式（第 5 条関係） （別添 1－1 のとおり）	第 7 条 《省略》 別記様式（第 5 条第 2 項関係） （別添 1－2 のとおり）

付 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 8 日から施行する。

別添 1－1

**別記
様式（第 5 条関係）**

委 任 状

住 所

会 名 草津市校長会

会長名

私は、上記の者を代理人と定め、草津市英語検定料補助金の交付申請、受領および実績報告に
関する一切の権限を委任します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

生徒

年 組

氏 名

別添 1－2

別記様式（第 5 条第 2 項関係）

委 任 状

住 所

会 名 草津市校長会

会長名

私は、上記の者を代理人と定め、草津市英語検定料補助金の交付申請、受領および実績報告に
関する一切の権限を委任します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

生徒

年 組

氏 名

（令和 7 年 6 月 1 8 日揭示済み）

草津市告示第 2 3 2 号

草津市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱（令和 5 年草津市告示第 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 市長は、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を行う事業所「児童育成クラブ」で働く職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施する事業について、予算の範囲内において草津市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 第 2 条～第 7 条 《現行どおり》 別表（第 4 条関係） 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《現行どおり》	（趣旨） 第 1 条 市長は、<u>新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において</u>、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を行う事業所「児童育成クラブ」で働く職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施する事業について、予算の範囲内において草津市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 第 2 条～第 7 条 《省略》 別表（第 4 条関係） 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 4 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以降の事業から適用する。

（令和 7 年 6 月 2 4 日揭示済み）

草津市告示第 2 3 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の

3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
アイセイ薬局 南草津けやき 通り店	草津市南草津三丁 目 4－3－2	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 6 月 26 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 234 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 14 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 26 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
アイセイ薬局 南草津けやき 通り店	草津市南草津三丁 目 4－3－2	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 6 月 26 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 235 号

草津市特定不妊治療費助成金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 27 日

草津市長 橋 川 渉

草津市特定不妊治療費助成金交付要綱

を廃止する要綱

草津市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成 22 年

草津市告示第 153 号）は廃止する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 27 日から施行する。

(令和 7 年 6 月 27 日 掲 示 済 み)